

**留保所有権に基づく自動車引揚げと偏頗行為否認**

【文献種別】 判決／東京高等裁判所  
【裁判年月日】 平成30年1月18日  
【事件番号】 平成29年（ネ）第3936号  
【事件名】 否認請求の認容決定に対する異議控訴事件  
【裁判結果】 控訴棄却（確定）  
【参照法令】 破産法162条、民法500条  
【掲載誌】 判例集未掲載

LEX/DB 文献番号 25549515

**事実の概要**

平成24年10月20日、Aは自動車販売会社Bから自動車（以下、「本件自動車」とする）を購入した。この購入に際しては、AがBに割賦販売を申し込むと同時に、Xに保証委託契約を申し込み、B Xの両者がこれを承諾することで、Aが販売代金、下取り自動車のローン残金、割賦販売手数料をBに分割で支払って本件自動車を購入する形になっていた。同時にB X間においては、事前に両者が締結していた基本契約に基づいて、A B間契約における割賦金支払債務を主債務とする連帯保証契約が成立した（以下これらを総称して「本件契約」とする）。

本件契約においては、Aが自動車代金等を完済した時点で本件自動車の所有権がAに移転する旨、さらに、売買及び保証委託契約の効力発生と同時にXへ所有権が移転する旨も定められていた。そして、この所有権は代金等の支払いまでXが留保するものとされ、Aが期限の利益を喪失した場合には、Xが自動車を引き揚げ、本件契約に基づく債務以外の債務を含む、A X間に成立した債務の弁済へ充当できるものとされていた。

平成26年10月20日にAが支払不能に陥った旨がXを含む債権者に告知されたところ、Xは同年11月22日に本件自動車の留保所有権に基づいてAから本件自動車の引渡しを受け、同年12月15日にこれを換価し、Aに対する求償債権や査定費用へ充当した（以下、「本件行為」とする）。なお、本件行為時まで、本件自動車の登録名義はBにあった。

その後、Aに対する破産手続が開始し、Yが破産管財人に選任された。Yは、破産法162条

1項1号イを根拠に、本件行為の否認を主張し、破産裁判所が否認請求を認容したため、Xが異議の訴え（破産法175条1項）を提起した。原審は、本件行為時における留保所有権者はXでありBの留保所有権に法定代位したと見ることはできないとして、否認請求認容決定を認可したため、Xが控訴した。

**判決の要旨**

1 「約定の内容からすれば、本件自動車の所有権は、本件三者契約の効力発生と同時にBからXに移転したものであって、Xは、AのBに対する本件自動車の賦払金の支払債務やAのXに対する求償債務その他AのXに対する全ての債務を履行するまで、これを留保することとされたことから、この留保所有権に基づきAから本件自動車の引渡しを受け、換価・充当を行ったものというべきであり、同留保所有権につき登録を具備していないXは、破産管財人であるYに対し、これを別除権として主張することができず、Yは、Xが上記のとおり本件自動車の引渡しを受け、換価・充当を行った行為につき破産法162条1項1号イに該当するものとしてこれを否認することができるといふべきである。」

2 「対抗要件否認ではなく偏頗行為否認が問題となっているのであり、債務者が支払不能となった後に、Xが本件自動車の引渡しを受けたうえ換価・充当を行う行為は債権者平等の原則に反するものであるから、これが偏頗行為否認の対象になり得ることは当然であり、かつ、「Xが破産管財人であるYに対し、留保所有権を別除権として主張することができないことに照らせばその有

害性も明らかである」。「偏頗行為否認を認めることが対抗要件主義を効力要件主義に変更するものであるとはいえない」し、「対抗要件否認の制度が機能する場面」は「別に存在する」。

3 「動産の売主は売却した動産につき差押えをしない限り、破産財団との関係で先取特権者として認められることはなく、一般の債権者として扱われるのであるから、動産競売の手続によらず買主から目的物の引渡しを受けてこれを換価・充当する行為は、それが動産売買先取特権に基づく動産競売の手続をとったのと同視できるといような例外的な特段の事情がない限り、有害性を欠くということとはできず、原則として否認権の対象となると解するのが相当である。」

なお、3（の一部）は引用された第一審判決の判示内容である。

## 判例の解説

### 一 はじめに

本判決は、破産手続において対抗要件なくしては別除権としての権利行使を認められないと解される自動車の留保所有権に基づく自動車の引揚げが、手続開始前に、対抗要件を具備することなく行われた場合について、破産法 162 条の所謂偏頗行為否認を認めた。この問題は、手続開始後の別除権行使について判断した、本判決も引用する最判平 22・6・4（民集 64 巻 4 号 1107 頁。以下、「平成 22 年判決」とする）以来、その周辺問題として議論のあったところであり<sup>1)</sup>、本判決は否認を肯定した例を付け加えるものとして<sup>2)</sup> 重要な意義を有する。

### 二 本件契約と平成 22 年判決

本判決は、平成 22 年判決を引用しつつ、本件の事実関係の下において、X は登録なくして留保所有権を破産手続に対して主張できないことを前提としている（判決の要旨 1 及び 2 参照）。

#### 1 平成 22 年判決

平成 22 年判決は、本件と類似の、信販会社に所有権を留保するタイプの自動車売買契約において、手続開始までに信販会社名義の登記を備えていない限り、信販会社は自動車購入者に対する民事再生手続において留保所有権を主張することができないとする。また、その前提として、契約に

基づいて信販会社が主張する所有権は、販売会社の留保所有権に代位したものと構成できないことを述べる。

同判決の事案においては、①信販会社の留保所有権が担保する被担保債権に代金のみならず信販会社に支払われる手数料等を含み、②信販会社は（保証人となるのではなく）立替払いの形式で契約成立後ほどなくして販売会社に代金を弁済した。同判決の射程を巡っては、これらの契約条件が異なるケースにおいても同様の帰結が導かれることになるのか、が問題となっていた<sup>3)</sup>。さらに近時、最判平 29・12・7（金法 2080 号 6 頁。以下、「平成 29 年判決」とする）は、被担保債権が売買代金のみ限定され（①）、信販会社が保証人の地位に立つ（②）事案において、法定代位が認められ、信販会社名義の登録を必要としない旨判断を下した。

#### 2 本件契約における X の地位

本件契約を平成 22 年判決における契約と比較すると、①要素は共通であるが、②要素についてはやや事案を異にする。すなわち、本件契約の被担保債権には、X に対して A が負う債務を広く含む形になっているが、形式上、X は A の連帯保証人の地位に立っている。

平成 22 年判決と平成 29 年判決の関係自体問題であり、これを本稿で詳論することはできないが、判断を分けるのは、信販会社の留保所有権が、法定代位（民法 500 条）に基づいて主張されているのか<sup>4)</sup>、契約上別個のルートを通じて主張されているのか、という点にある<sup>5)</sup>。平成 22 年判決は①を重視して法定代位を否定したように見える<sup>6)</sup>が、②を加味して射程を考察する議論も存在し<sup>7)</sup>、平成 29 年判決も（①②いずれの違いが結論を分けたか確定的ではなく）後者を完全に否定するものではない。

もっとも、本判決は、①や②よりも、保証契約成立時に留保所有権が既に X に移転するとの構造を採っていることを強調するようにも見える（判決の要旨 1 の他、引用部分の外でこの点をさらに敷衍する）。本件においては、保証債務履行前から所有権を X が留保しているため、いずれにせよ X の主張する留保所有権が弁済によって生ずる法定代位に基づくものと解することは困難だったのであろう<sup>8)</sup>。前述の通り、（契約のどの側面を問題とするかはさておき）法定代位の成否が最終的には

問題なのだとすると、本件は平成 22 年判決以上に登録なき別除権主張を肯定し難い事案であったと見ることもできそうである。

ただし、平成 22 年判決における①を重視して、平成 22 年判決と同様の帰結を導くこともなお可能であったとは考えられる<sup>9)</sup>。

### 三 偏頗行為否認の有害性の有無

いずれにせよ本判決は、平成 22 年判決の射程が本件にも及ぶことを前提として、手続開始前に登録を備えないまま留保所有権が行使され、自動車引き揚げられた場合に、破産法 162 条 1 項 1 号イの偏頗行為否認が可能であるとする(判決の要旨 1 及び 2)。

#### 1 問題の所在

一般に、債務者が支払不能に陥ったことを知った後に債権者が自身の債権を他の債権者に先んじて回収することは、偏頗行為否認の対象となる。

もっとも、否認を認めるには、有害性が実質要件として要求されると解するのが一般的であり、例えば、担保権者に対して担保目的物による代物弁済がなされた場合には、当該債権者は倒産手続において当該目的物から優先的に弁済を受けられる別除権者である以上、当該担保権者への弁済は有害性を欠くと解されてきた<sup>10)</sup>。

本件においても、X は有効に(非典型)担保権を取得し、いわばその実行として自動車を引き揚げていることから有害性を欠くとも解し得る一方、本件にも平成 22 年判決の射程が及ぶと考える場合、X の主張する留保所有権は、手続が開始すれば主張し得ない権利であるため、有害性の有無を判定するに際しても考慮すべきでない、という理解も成り立ち得る<sup>11)</sup>。

#### 2 差押債権者の地位の遡及

本判決は、本論としてはそれほど勞せず、手続開始後に主張できない別除権である以上、有害性を否定する効果は持ち得ないと考えているようである。もっとも、これには異説が存在し<sup>12)</sup>、議論状況はそれほど単純ではない。論点は、所有権留保そのものないし別除権一般<sup>13)</sup>、有害性一般<sup>14)</sup>、対抗要件否認との関係<sup>15)</sup>、公示の持つ意味<sup>16)</sup>と多岐に及ぶ<sup>17)</sup>。

本判決は、主に対抗要件否認との関係を取り上げて、対抗要件否認と偏頗行為否認の理論的な機能分担を徹底する学説の立場を否定する<sup>18)</sup>。こ

の対抗要件の欠缺を主張する地位の遡及を専ら対抗要件否認の問題とする立場は、成り立ち得るものの自明ではなく、また対抗要件否認(あるいは公示)について必ずしも一般的でない理論的前提を伴う<sup>19)</sup>。むしろ偏頗行為否認は手続開始の効果を広く遡及させるかのような実質を持ち、対抗要件否認は現実に登記がされた場合(=本判決のいう別の機能場面)のみに関わるとの把握も可能である<sup>20)</sup>。対抗要件の欠缺を主題化するトリガーが差押えや手続開始に限られ、特別の明示の規定なくして倒産法はこれを遡及的に追加できないというルールが、対抗要件主義それ自体に付随すると見るかどうかがなお問題であり、前記学説はこの点を厳格に解するものと思われる<sup>21)</sup>が、本判決は効力要件に変更するものではないという説示でもって対抗要件主義の射程を限定していることが窺える。

その上で、前述の通り問題がこれに尽きるわけではなく、本来はなお議論が尽くされるべきであろう<sup>22)</sup>。

#### 3 先取特権への代位と有害性

本判決は、B が自動車の売買によって取得する動産売買先取特権に X が代位することについて、差押えがなされていない限りこの先取特権を手続との関係で主張できないことを前提に、留保所有権と同様の帰結を導く(判決の要旨 3)。

同様の立場を採る学説<sup>23)</sup>は、動産売買先取特権に基づく差押えがあるまでは、破産管財人は対象財産を自由に処分できるため、先取特権の実行が保証の限りではないという認識を前提に<sup>24)</sup>、別除権者たる地位が承認される要件としてもこれをそのまま受け容れている。もっとも、これは先取特権者が別除権者としての権利行使を現実にとの程度可能かという問題であり、別除権者としての地位が認められるかどうかには直結させてよいかは問題である<sup>25)</sup>。むしろ、仮にこのような考え方を有害性に結びつけるのであれば、別除権の実行可能性が極めて低いことを捉えて、「他の債権者の配当を圧迫しないという有害性阻却事情が認められない」という論理になるのではないと思われる<sup>26)</sup>。

#### ●—注

- 1) この問題を論ずる論攷は近時数を増していると思われるが、紙幅の都合上、本稿において網羅的に引用するこ

- とはできない。例えば、否認肯定説として、伊藤真「最  
二小判 22.6.4 の Nachleuchten (残照) ——留保所有権  
を所得した信販会社の倒産手続上の地位」金法 2063 号  
(2017 年) 36 頁、否認否定説として、阿部弘樹ほか「登  
録名義を有しない自動車所有権留保の破産手続上の取扱  
いに関する実務の流れと問題点の検討——平成 22 年 6  
月 4 日最高裁判決を契機として」債管 155 号 (2017 年)  
64 頁、中西正「対抗要件を欠く担保権の実行と偏頗行  
為危機否認」徳田和幸古稀『民事手続法の現代的課題と  
理論的解明』(弘文堂、2017 年) 787 頁がある (以上の  
文献は、以下著者名の名字のみで引用する)。
- 2) 紙幅の都合上、本判決以外の下級審裁判例を広く扱う  
こともできない (裁判例の概略については、前掲注 1)  
諸文献を参照)。
  - 3) 契約類型の区別につき、阿部ほか 70 頁以下参照。
  - 4) 法定代位に基づいて代位弁済者が原債権者の有してい  
た担保権を行使する場合、対抗要件を具備せずとも当該  
担保権を第三者に主張できるという理解が、議論の前提  
にあるものと思われる。
  - 5) なお、平成 22 年判決時点においては、民法 45 条 (破  
産法 49 条に相当) につき、対抗要件とは異なる趣旨で、  
広く別除権者に自己名義の登記・登録を求める理解も主  
張されていた (山田真紀「判解」最判解平成 22 年民事  
389 頁以下参照。ただし、この説の問題意識につき、和  
田勝行「判批」論叢 170 巻 1 号 (2011 年) 127 頁) が、  
平成 29 年判決の登場により、より精密な保護範囲の議  
論を伴わないままそのような理解を判例法理に読み込む  
ことは難しくなっている。
  - 6) 山田・前掲注 5) 386 頁も参照。文言上も、第一審で  
②に着目されたかに見える一方、最高裁はこの点に触れ  
ない。
  - 7) 阿部ほか 72 頁以下。
  - 8) 本契約は、第一次的には留保所有権を X が把握し、充  
当後に余剰価値が生じた場合に限って B が (修理代金等  
の回収のために) 権利行使するという形態を想定してい  
たように思われる。
  - 9) ①が平成 22 年型である場合、法定代位が成立する限  
度でのみ法定代位ルートでの権利主張の可能性が残り得  
る (ただし、山田・前掲注 5) 387 頁は、法定代位が放  
棄されたとの理解の可能性を示唆する)。留保所有権が  
併存 (ないし共有?) されることを想定できれば、後は  
代位対象となる B の留保所有権の成否がポイントとなろ  
う。ただし、後に述べる先取特権の議論如何では、この  
問題を論じる実益は乏しくなる。
  - 10) 最判昭 41・4・14 民集 20 巻 4 号 611 頁。
  - 11) 未登記の不動産抵当権者に対する実質的な代物弁済に  
ついては、最判昭 46・7・16 民集 25 巻 5 号 779 頁にお  
いて旧法下の故意否認が肯定されている。
  - 12) 前掲注 1) 文献を参照 (ただし、中西説は、価値判断  
次第で対抗要件否認での対応の可能性を残す)。X も、  
中西説に依拠したと思しき主張を展開したが、排斥され  
た。
  - 13) 伊藤 41 頁以下、阿部ほか 77 頁以下。特に、対象財産  
の責任財産性が問題となる (中西 790 頁の記述も示唆に  
富む)。
  - 14) 伊藤 46 頁以下、阿部ほか 76 頁。特に伊藤説は、有害  
性を阻却事由的に把握することを強調する (これに対し  
て、例えば山本克己編著『破産法・民事再生法概論』(商  
事法務、2012 年) 247 頁 [畑瑞徳] や中西 790 頁のニュ  
アンスは若干異なり得る)。
  - 15) 中西 798 頁以下、阿部ほか 80 頁。
  - 16) 中西 802 頁以下、阿部ほか 81 頁以下。「責任財産に属  
しないこと」の公示さえあれば十分と考えられるか、が  
問題となる。
  - 17) 実質的な問題として、(手続目的観にも依存するが)  
手続開始後の処遇と開始前の処遇を断絶させることによ  
り、X の如き地位にある債権者に早期に権利を行使する  
インセンティブを与え得ること (また、X の担保権を否  
定するためには他の債権者としても早期の手続申立てを  
しなければならなくなること) を問題とする余地もあろ  
うか。
  - 18) もっとも、対抗要件否認の固有の要件 (例えば、原因  
行為から 15 日という基準) の潜脱という問題もある (中  
西 799 頁)。最終的に対抗要件を具備した担保権者と同  
様の保護が、対抗要件を具備することもなく迅速に担保  
を実行してしまった者に同様に及ぶかどうか、なお検討  
を要するようと思われる。
  - 19) 中西 797 頁以下参照。
  - 20) 中西 797 頁も対抗要件の欠缺を主張する地位の遡及を  
偏頗行為否認理論に持ち込むことが不可能ではないこと  
は承認する。
  - 21) 中西説の背後にあると思われる問題意識につき、中西  
810 頁参照。
  - 22) 本文前段落で述べた対抗要件主義に係る問題の他に、  
所有権留保という極めて特殊な形態の非典型担保を、倒  
産法上別除権として承認される典型担保群にどの程度近  
づけて考察できるか、が問題となりそうであるが、検討  
は他日を期したい。
  - 23) 園尾隆司「動産売買先取特権と動産競売開始許可の裁  
判 (下)」判タ 1324 号 (2010 年) 17 頁。
  - 24) 園尾・前掲注 23) 14 頁。
  - 25) 伊藤真『破産法・民事再生法 (第 3 版)』(有斐閣、2014 年)  
441 頁以下参照。
  - 26) ただし、前掲注 10) 最判昭 41・4・14 は、(より実行  
可能性が低かった平成 15 年民判決改正前においてさえ)  
有害性を否定しているほか、そのような有害性理解自体  
可能かどうか、なお検討を要する。
- \* 本稿の執筆にあたっては仙台弁護士会オートローン研究  
会の皆様の議論から数々の示唆を頂戴した。ここにお礼  
申し上げたい。